

地区計画の区域内における行為の届出書

記入例

令和〇年〇月〇日

(宛先) 高崎市長

届出者 住所 高崎市△△町△△番地
氏名 高崎 太郎

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
 - 建築物の建築又は工作物の建設**
 - 建築物等の用途の変更
 - 建築物等の形態又は意匠の変更
 - 木竹の伐採
- について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 高崎市 〇〇町 〇〇番地
- 2 地区計画名 〇〇住宅団地 地区計画
- 3 行為の着手予定日 令和 〇年 〇月 〇日
- 4 行為の完了予定日 令和 〇年 〇月 〇日
- 5 設計又は施行方法 構造 木造

(1) 土地の区画形質の変更 | 区域の面積 ㎡

(イ) 行為の種別 (**建築物の建築**、工作物の建設) (**新築**・改築・増築・移転)

(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(ロ) 設計の概要		届出部分	届出以外の部分	合計		
		(i)敷地面積			〇〇〇㎡		
		(ii)建築又は建設面積	〇〇〇㎡	〇〇〇㎡	〇〇〇㎡		
		(iii)延べ面積	〇〇〇㎡	〇〇〇㎡	〇〇〇㎡		
		(iv)高さ	地盤面から最高高さ	〇〇m	軒高	〇〇m	
		(v)緑化施設の面積			㎡		
		(vi)用途	専用住宅				
		(vii)垣又はさくの構造	無、 有 (ブロック2段+フェンス H=1,200)				
		(viii)建築物の意匠	屋根の色	ブラック	外壁の色	ベージュ	
		(ix)建蔽率・容積率	建蔽率	〇〇%	容積率	〇〇%	

(3) 建築物等の用途の変更 | (イ)変更部分の延べ面積 ㎡
(ロ)変更前の用途 | (ハ)変更後の用途

(4) 建築物等の形態又は意匠の変更 | 変更内容

(5) 木竹の伐採 | 伐採面積 ㎡

- 備考1. 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
2. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載してください。
3. 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、同一の届出書によることができます。
4. 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定してください。

(手続者連絡先 TEL: 027-321-1269 法人名および担当者名: 〇〇設計 〇〇) *太線内は記入しないでください。

受付欄	決裁欄			通知(勧告)番号欄	交付欄
年 月 日	担当	担当係長	課長	年 月 日	年 月 日
第 号				第 号	

地区計画届出書類チェックシート

地区計画名 〇〇住宅団地 地区計画

届出行為の種類						届出書類等のチェック項目 (該当する項目に☑をしてください。)
(1) 土地の区画形質の変更	(2) 建築物の建築	(3) 建築物の用途の変更	(4) 工作物の建設	(5) 建築物、工作物の形態又は意匠の変更	(6) 木竹の伐採	
	✓					1 地区計画の区域内における行為の届出書
	✓					2 委任状（代理人の場合）
	✓					3 案内図 1/1000 以上
	—	—	—	—		4 区域図 1/1000 以上 □当該土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設の表示
	—	—	—	—		5 設計図 1/100 以上 □造成計画図及び断面図
—	✓				—	6 配置図 1/100 以上 ☑地区整備計画に壁面の位置の制限がある場合、壁面後退線及び敷地境界線から建築物までの距離を明記 ☑地区整備計画に斜線制限（各部分の高さ）がある場合、検討位置と距離を明記 □地区整備計画に壁面後退区域内における工作物の設置制限がある場合、後退区域を明記 □地区整備計画に緑地率の制限がある場合、緑化施設の位置及び面積を明記
—	✓		—	—	—	7 平面図 1/100 以上 ☑各室の用途
—	✓				—	8 立面図 1/50 以上（2面以上） ☑地区整備計画に高さの最高限度がある場合、高さの寸法を明記 ☑地区整備計画に斜線制限がある場合、検討内容を明記 □地区整備計画に外壁及び屋根の色彩制限がある場合、着色もしくはマンセル値を明記 □地区整備計画に屋外広告物に関する制限がある場合、位置及び面積を明記 □形態又は意匠の変更の場合、変更内容を明記
	✓					9 その他参考となるべき事項を記載した図書 ☑地区整備計画に敷地面積の最低限度がある場合、求積図又は地籍測量図 ☑地区整備計画に建蔽率・容積率・建築面積の制限がある場合、面積算定図 ☑地区整備計画に垣又はさくの制限がある場合、外構図及び垣・さくの詳細図 □用途制限確認票（スマートIC周辺工業団地・市場周辺地区のみ）
	✓					10 地区計画届出書類チェックシート
	✓					11 上記書類 各2部

※建築確認に使用する図書を準用する場合には、縮尺を上記によらないことができます。（明確に内容が確認できたものに限る）